

税の申告がはじまります

正しい申告と納税を



市民税・県民税に関することは市民税課(89-2129)、所得税及び復興特別所得税などの国税に関することは豊橋税務署(0532-52-6201)へお問い合わせください。



インターネットや郵送による申告書提出にご協力ください

■市民税・県民税

市民税・県民税申告書は、右記二次元コードから作成することができます



郵送先 ▶ 市民税課
〒442-8601 諏訪1丁目1

■所得税及び復興特別所得税

所得税及び復興特別所得税の確定申告書は、右記二次元コードから作成することができます



郵送先 ▶ 豊橋税務署事務処理センター
〒440-8504 豊橋市大国町111 (豊橋税務署内)

市民税・県民税の申告が必要な方

■主な収入が給与の方

① 年末調整がされている給与所得以外の所得の合計額が20万円以下の方

② パートやアルバイトなどの給与収入がある方で、年末調整がされずおらず各種控除を受ける方(確定申告をする方を除く)

■主な収入が年金の方

確定申告の必要がない方で、次のいずれかに該当する方

① 各種控除を受ける方

② 公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方

■収入がなかった方・非課税所得だけであった方

豊川市に住所がある方の税法上の扶養親族となっていない方(無収入の方でも各種申請などに必要となる証明書の発行には申告が必要です)

なお、国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方で収入がない方と、非課税所得だけで、所得金額が一定基準以下の方は、保険料の軽減や減免を受けることができますので、必ず申告をしてください

■個人の事業・不動産所得者や土地・建物を売却した方など

確定申告の必要がない方

所得税及び復興特別所得税の確定申告が必要な方

■主な収入が給与の方

① 令和4年分の給与収入が2千万円を超えた方

② 給与を1カ所から受け、給与所得と退職所得以外の所得が、20万円を超えた方

③ 給与を2カ所以上から受け、年末調整をされなかった給与収入と、給与所得と退職所得以外の所得が、20万円を超えた方

■主な収入が公的年金の方

① 令和4年分の公的年金等の収入が400万円を超えた方

② 公的年金以外の所得が20万円を超えた方

③ 令和4年分の源泉徴収の対象とならない公的年金等(外国で支払われた年金など)を受給した方

■退職所得がある方など

令和4年分の源泉徴収の対象とならない退職所得(外国企業から支払われた退職金など)がある方

■個人の事業・不動産所得者や土地・建物を売却した方など

令和4年分の各種所得金額の合計額が、所得控除および配当控除額より多い方など

市役所における所得税及び復興特別所得税の確定申告書の配布数には限りがあります。国税庁ホームページからダウンロードしてください。豊橋税務署でも配布しています。

令和4年分の還付申告は、1月4日(水)から豊橋税務署で申告相談を受け付けています。

会場での申告（予約制） 申告期間 2月7日～3月15日



申告会場の混雑を避けるため予約制で行います。下表で対象となる会場を確認し、インターネット、電話、または往復はがきで予約の上、ご来場ください。また、各会場で申告受付日時や予約受付開始日が異なりますのでご注意ください。

注意事項

- 予約がない場合は受付できません
- 当日の状況により、対応が予約時間よりも遅れる場合があります

① 市民税・県民税、または給与・年金・雑所得・総合配当・一時所得のみ申告する方

時間 ▶ 9:00～12:00、13:00～16:00(土・日曜日、祝日を除く)

② 事業所得、不動産所得、雑所得(年金以外)があり、令和3年分の所得金額が300万円以下の方

時間 ▶ 9:30～12:00、13:00～16:00(土・日曜日、祝日を除く)

会場	対象	申告受付日時	予約方法・予約受付期間		
			インターネット	電話	往復はがき
文化会館	①②	2月 7日～2月17日 2月20日～3月 3日	1月16日(月)から	1月23日(月)から 2月 6日(月)から	1月4日～1月13日 (消印有効)
一宮生涯学習センター	①	3月 8日(水)		2月13日(月)から	—
御津生涯学習センター		3月10日(金)		2月16日(木)から	—
音羽文化ホール		3月13日(月)		2月20日(月)から	—
小坂井生涯学習センター		3月15日(水)		2月27日(月)から	—

※②は税理士による無料出張相談です。3月2日(休)まで開催しています。

■ インターネット予約

受付時間 24時間(1月16日(月)9:00から受付開始)

- ① 市ホームページ、または右記二次元コードから予約フォームにアクセス
- ② 希望する日時、会場など必要事項を入力
- ③ 予約完了後、予約IDが記載されたメールを受信(来場時に予約IDを確認します)



予約はこちら

■ 電話予約

受付時間 9:00～17:00(土・日曜日、祝日を除く)
各会場の予約受付開始日などは上表のとおりです。

- ① 豊川市申告受付予約専用コールセンター(0532-39-7086)に電話
- ② 希望する日時、会場などを伝える
- ③ 予約完了後に伝えられる予約IDを書き留める(来場時に予約IDを確認します)

※その他の必要なものなど詳しくは、市ホームページを確認してください。



詳しくはこちら

④ 寄附金控除
寄附した団体の領収書など

③ 扶養・配偶者(特別)控除・障害者控除
その所得や障害の程度がわかるもの

② 生命保険料・地震保険料控除・社会保険料控除
控除証明書など

① 医療費控除
作成済みの明細書など

■ 所得の確認に必要なもの
給与・公的年金の源泉徴収票など(年金支払通知書は不可)

■ 控除を受けるために必要なもの
① 医療費控除

② 生命保険料・地震保険料控除・社会保険料控除

③ 扶養・配偶者(特別)控除・障害者控除

④ 寄附金控除
寄附した団体の領収書など

※その他の必要なものなど詳しくは、市ホームページを確認してください。

申告に必要なもの

税の申告がはじまります

■ 往復はがきによる予約（文化会館のみ）

往復はがき以外の郵便による予約はできませんので、ご注意ください。

受付期間 1月4日～13日（消印有効）

- ① 往復はがきに①郵便番号・住所②氏名（フリガナ）③電話番号④生年月日⑤申告の種類（※）⑥2月7日～3月3日で都合の悪い日（予約日時指定はできません）を記入し、豊川市役所市民税課（〒442-8601 諏訪1丁目1）へ郵送

※申告の種類の書き方

- ・市民税・県民税の場合 → **ア**
- ・給与・年金・雑所得・総合配当・一時所得のみの場合 → **イ**
- ・事業所得、不動産所得、雑所得（年金以外）があり、令和3年分の所得金額が300万円以下の場合 → **ウ**
- ◎申告の種類の記載がないと予約ができませんので、ご注意ください。

- ② 1月下旬頃に届く返信はがきで予約日時を確認（原則、予約のキャンセルや変更はできません）
- ③ 申告会場へ来場時に返信はがきを提示（当日の受付は予約時間の5分前から行います）

往信部（宛先）

返信部（文面）

切手	442 8601	注意事項
	豊川市役所市民税課行 豊川市諏訪1丁目1	

返信部（宛先）

往信部（文面）

切手	□□□ □□□□	①郵便番号・住所 ②氏名（フリガナ） ③電話番号 ④生年月日 ⑤申告の種類（※） ⑥2月7日～3月3日 で都合の悪い日
	あなたの氏名 あなたの住所	

所得税及び復興特別所得税の確定申告

豊橋税務署窓口での申告

豊橋税務署 ☎0532-52-6201

豊橋税務署における確定申告は、混雑を避けるため、入場整理券を配布します。配布状況により、後日の来場をお願いすることもあります。

期間 ▶ 2月16日～3月15日（土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月19日（日）26日（日）は開設）

時間 ▶ 9:00～17:00



詳しくはこちら

文化会館でのスマホ申告補助

市民税課 ☎89-2129

スマホで確定申告する方の補助を文化会館で行います。事前に持ち物などを確認の上、お越しください。混雑状況によっては入場制限を行うことがあります。

期間 ▶ 3月6日～15日（土・日曜日、祝日を除く）

時間 ▶ 9:00～16:00

申込 ▶ 当日、会場へ



詳しくはこちら



医療費控除の明細書



ダウンロードはこちら

医療費控除を受けるためには、医療費控除の明細書の提出が必要です。**必ず事前に作成**してください。

また、医療費の領収書の提示提出は不要です。ただし、領収書は自宅で5年間保管してください。なお、医師や市が発行したおむつ使用証明書（確認書）、在宅介護医療費用証明書などがある方は明細書への添付が必要です。

医療費控除の明細書は、市民税課（北庁舎1階）にあります（市ホームページからダウンロード可）。

医療費控除の
明細書を事前に
作成してください